

【別紙1 公用】

泉戸第 238 号
令和 5 年 6 月 9 日
泉区長

住民基本台帳の一部の写しの閲覧に係る利用概要等の公表について

住民基本台帳法（昭和 42 年 7 月 25 日法律第 81 号）第 11 条第 3 項の規定により、次のとおり住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況（犯罪捜査等のための請求に係るものを除く。）について公表いたします。

閲覧年月日	国又は地方公共団体の名称	閲覧に係る住民の範囲	請求事由の概要
令和 4 年 8 月 24 日	横浜市泉区役所	和泉中央北四丁目、和泉中央北五丁目、和泉中央北二丁目、和泉中央南五丁目、上飯田町、中田北二丁目、和泉中央南一丁目、和泉町、中田北三丁目、中田東一丁目、中田南五丁目、新橋町、西が岡三丁目、中田南一丁目、桂坂、緑園一丁目、岡津町、緑園四丁目	令和 4 年就業構造基本調査の調査書類「抽出単位名簿」作成
令和 4 年 11 月 9 日	横浜市泉区役所	中田北二丁目、中田北三丁目、中田東一丁目、和泉町、上飯田町	令和 4 年就業構造基本調査の調査書類の審査